井坂　信彦	兵庫県神戸市灘区永手町三―四―二	衆議院議員近畿	平成二十四年十二月六日
井出　庸生	長野県佐久市臼田二一二六―一	衆議院議員北陸信越	平成二十四年十二月六日
柿沢　未途	東京都江東区富岡一―二六―二一	衆議院議員東京都第十五区	平成二十四年十二月六日
小池　政就	静岡県静岡市駿河区池田一一四―一	衆議院議員東海	平成二十四年十二月六日
椎名　毅	神奈川県川崎市麻生区百合丘三―二二―二	衆議院議員南関東	平成二十四年十二月十六日
畠中　光成	兵庫県西宮市今在家町二―二五	衆議院議員近畿	平成二十四年十二月十六日
林　宙紀	宮城県仙台市青葉区北根三―二五―三〇	衆議院議員東北	平成二十四年十二月十六日
小野　次郎	山梨県北杜市明野町上手七一八七―一	参議院議員比例代表	平成二十二年七月十一日
川田　龍平	京都府京都市左京区吉田河原町一四	参議院議員比例代表	平成二十五年七月二十一日
柴田　巧	富山県小矢部市清水二九六七	参議院議員比例代表	平成二十二年七月十一日
寺田　典城	秋田県秋田市千秋明徳町二―七七	参議院議員比例代表	平成二十二年七月十一日
藤巻　幸夫	神奈川県横浜市緑区三保町一四六七―八七	参議院議員比例代表	平成二十二年七月十一日
真山　勇一	東京都調布市小島町三―一五―三四	参議院議員比例代表	平成二十二年七月十一日

(ろ)　政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成二十五年十二月十八日

(ち)　政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成二十五年十二月十日

○総務省告示第九十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十三日　　総務大臣　新藤　義孝

政党の名称	異動事項	旧	新	届出年月日
結らの党	主たる事務所の所在地	東京都江東区富岡一―二六―二一	東京都千代田区永田町二―九―六	平成二十六年一月七日
	支部の数	○	一五	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	○	一五	
公明党	支部の数	四二九	四三五	平成二十六年一月二十七日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四二九	四三五	
結らの党	支部の数	一八	一五	平成二十六年一月三十一日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一八	一五	
新党改革	支部の数	三	四	平成二十六年二月七日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三	四	
結らの党	支部の数	一九	一八	平成二十六年二月十二日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一九	一八	

○厚生労働省告示第七十三号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の二第一項の規定に基づき、理容業の振興指針（平成二十一年厚生労働省告示第三十七号）の全部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月十三日　　厚生労働大臣　田村　憲久

理容業の振興指針

理容業の営業者が、理容師法（昭和22年法律第234号）等の衛生規制に的確に対応しつつ、現下の諸課題にも適切に対応し、経営の安定及び改善を図ることは、国民生活の向上に資するものである。このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の２第１項に基づき、理容業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として全部改正を行った。

今後、営業者、組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び消費者等のニーズを反映して、適時かつ適切に指針を改定するものとする。

第一　理容業を取り巻く状況

一　理容業の事業者の動向

理容業は、頭髪の刈り込み、顔そり等により容姿を整えることから、国民の衛生的で快適な生活を確保するサービスとして国民生活の充実に大いに寄与してきたところである。

理容所の施設数は130,210施設（平成24年度末）であり、10年前と比較して10,164施設の減となっている。従業理容師数は238,086人であり、10年前と比較して14,038人の減となっている（厚生労働省『衛生行政報告例』による）。

従業者数５人未満の事業者は77.6％で、経営者の年齢については、60歳から69歳の者の割合が39.1％、70歳以上の者の割合が20.8％となっている。経営上の課題としては（複数回答）、「客数の減少」を最も多くあげており、次に多い問題点としては、「競合店舗の新規出店」、「客単価の減少」、「施設・設備の老朽化」、「立地条件の悪化」等となっている（厚生労働省『生活衛生関係営業経営実態調査』による）。